

いわき市監査委員条例等の一部を改正する条例

(いわき市監査委員条例の一部改正)

第1条 いわき市監査委員条例（昭和41年いわき市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改め、同条第2項中「第243条の2の8第8項後段」を「第243条の2の9第8項後段」に改める。

(いわき市病院事業の設置等に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(1) いわき市病院事業の設置等に関する条例（昭和44年いわき市条例第65号）

第9条

(2) いわき市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和44年いわき市条例第94号）第9条

(3) いわき市下水道事業等の設置等に関する条例（平成27年いわき市条例第73号）第5条

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。